

1 これまでの経緯（指標策定～指標の評価）

平成29年4月：教特法の一部改正
↓
茨城県の教員資質向上協議会を開催
↓
平成30年2月：教員育成指標の策定
【現行指標】
※現在の教員研修計画は、この指標に基づき作成されている

■令和元年度 新学習指導要領
「探究的な学び」「ICT活用」
大転換が求められる
↓
これまでの教師像ではついていけない
■令和3年1月 中央教育審議会
「『令和の日本型学校教育』
の構築を目指して」

■指標策定から5年が経過
↓
指標の内容と教員育成の
評価を目的とするアンケートを
実施し、県教委が分析
アンケート調査
・対象：R3研修受講者
・人数：2,255人
・回答：1,614人（71.6%）

2 教員育成指標改訂の流れ（令和4年度～令和5年度以降）

■令和4年8月31日付け文科省通知
教員育成指標の策定に関する指針の改正
改正大臣指針の主なポイント
↓
教師に共通に求められる
資質能力の5つの柱

- ① 教職に必要な素養
- ② 学習指導
- ③ 生徒指導
- ④ 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ ICTや情報・教育データの利活用

■令和4年10月3日
「教員資質向上協議会」を実施
改訂原案の検討
(県内6大学、各校長会等)

■主な改訂の具体

- ・「校長」指標を新たに策定
共通の特記事項から独立
- ・茨城らしさ【特出し】
① 探究的な学び ② 特別活動
- ・新たな職制を特記事項に追加
副校長、教頭、主幹教諭、
指導教諭 幼稚園教諭

■令和5年2月22日
定例教育委員会において改訂指標を審議、議決予定

■令和5年4月から
「対話に基づく受講奨励」
の基礎資料として活用

- ・校長の助言
- ・教員自らが学び続ける

■県教育研修センター及び
水戸市の研修計画に反映

3 教員育成指標改訂の新たな視点

- ① 令和答申 [R3.1.26]、改正大臣指針 [R4.8.31] で示された【新たな教師の学びの姿】
 - ・「教職生涯を通じて探究心をもちつつ主体的に学び続ける」
 - ・「一人一人の教師の個性に即した学び」
 - ・「教師同士の学び合い」 → 本県の育成指標指針改訂の文言に付加
- ② 「校長」の指標を新設 … 従来の「校長 特記事項」を「教諭等【共通】」から独立
→ 校長に求められる役割 … 学校経営方針の提示、組織づくり、学校外とのコミュニケーション、実質的な部下職員への指導助言者
- ③ 各職制の特記事項を新設 … 副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、幼稚園教諭等
- ④ 全校種対象の「教諭等【共通】」に、「特別支援学校・特別支援学級等」の項目を新設
→ 特別支援教育において必要となる高度な専門性を規定するため
- ⑤ 茨城らしさ … 「教諭等【共通】」に、児童生徒の探究的な学びとシティズンシップ教育に関する項目を新設

校長

- 児童生徒を取り巻く環境の変化を的確に捉え、教育の在り方を熟考したり、改革を果敢に行ったりして学校経営に当たることができるようになること
- 人的・物的・財政的・情動的な資源が必要かを考えて予算を立て、執行することができるようになること
- 教員が高い意欲をもって自己研鑽に努められるよう、教員一人一人に指導・助言ができるようになること
- 教職員の心身の健康管理に努めるなど、教職員のワークライフバランスに関する指導・助言ができるようになること 等

教諭等【共通】

- 教職に必要な素養として、ダイバーシティに関する知識やコンプライアンス意識を持ち、教育活動に取り組むことができるようになること
- 児童生徒の探究的な学びや自治的な取組が重要であることを理解して、指導ができるようになること
- 特別な配慮を必要とする児童生徒を支援するため、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教育に関する高い専門性をもって指導ができるようになること
- SCやSSW等の専門家の助言を生かしたり、学校がチームとして支援に当たることが重要であると理解して、児童生徒を理解したり支援したりすることができるようになること 等

副校長・教頭

- 学校経営、教育実践のスクールリーダーとして、校長を補佐して教職員を協働させる重要な役割を果たさなければならないことから、様々な分野でマネジメント力を身に付けるとともに、校長と同様の視点を持って学校経営を俯瞰することができるようになること
- 全教職員の実態を把握し、教職員どうしが協働しながら学び合う場としての教職員組織をつくることができるようになること 等

主幹教諭・指導教諭

- 主幹教諭については、管理職と同様の視点を持って学校経営・教育実践の中核的役割を果たさなければならないことから、様々な分野でマネジメント力を身に付けるとともに教育活動を俯瞰することができるようになること 等
- 指導教諭については、学習指導や学級経営のエキスパートとして教職員に指導・助言することが重要な役割となることから、特にカリキュラムマネジメント、スタッフマネジメント等の力を身に付け、教職員を育成することができるようになること 等

養護教諭・栄養教諭

- 養護教諭については、学校保健の全ての分野において専門性を高めるとともに、関係者と広く連携し、組織的対応の中で中核的役割を果たせるようになること
- 栄養教諭については、食に関する指導及び学校給食の管理の全ての分野において専門性を高めるとともに、関係者と広く連携し、組織的対応の中で中核的役割を果たせるようになること

幼稚園教諭等

- 教職に必要な素養として、ダイバーシティやコンプライアンスの意識を持ち教育活動に取り組むことができるようになること
- 幼児期の教育の基本を踏まえた実践を通して、幼児期にふさわしい生活を送るために必要な関わりや援助ができるようになること